委託業務名　次期クリーンセンター用地地質調査等業務委託
履 行 場 所　京都市西京区大枝沓掛町地内

第１条　本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和８年２月　京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和８年３月一部改正）国土交通省」によるものとする。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

（http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html）

第２条　電子納品

１　本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和６年３月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

２　成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で１部提出するとともに、紙媒体で１部提出する。なお、協議により電子成果品を２部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

３　成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第３条　ウィークリースタンスの実施

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

⑴　休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

⑵　休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。

⑶　勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。

⑷　昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。

⑸　作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）

⑹　打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第４条　前払金

前払金は、委託料の３０％以内とする。

第５条　地質調査業務の打合せ等

１　地質調査業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回、成果品納入時の計３回行うものとする。ただし、中間打合せは、土質ボーリング作業前に１回行うものとするが、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

２　業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

第６条　地質調査業務の内容

１　業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

（１）一般調査

作業内容は以下のとおりとする。

作業内容	種別・規格	単位	NO.1～6	NO.7～8	計
土質ボーリング　φ66（オールコア）	粘性土・シルト	m	１２	―	１２
	礫混じり土砂	m	７２	―	７２
土質ボーリング　φ86（オールコア）	粘性土・シルト	m	―	４	４
	礫混じり土砂	m	―	２４	２４
岩盤ボーリング　φ66（オールコア）	中軟岩	m	１２	―	１２
岩盤ボーリング　φ86（オールコア）	中軟岩	m	―	４	４
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	１２	４	１６
	礫混じり土砂	回	７２	２４	９６
解析等調査（直接調査費分）	資料整理とりまとめ断面図等の作成	本	６	２	８
調査孔閉塞		箇所	６	―	６
足場仮設	傾斜地足場 15°以上～30°未満	箇所	―	1	1

本調査の資機材運搬及び人員輸送は以下のとおり想定している。

	運搬車両機種	台・日数	備考
資機材運搬	ﾄﾗｯｸ　ｸﾚｰﾝ装置付 2.9t吊 2t積	２	搬入と搬出は別日
人員輸送	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ 1.5L	８	

（２）解析等調査

業務内容は以下のとおりとする。

業務内容	種別	ボーリング本数
解析等調査	資料整理とりまとめ 断面図等の作成	８本

（３）旅費交通費

旅費交通費については、業務完了後受発注者協議のうえ精算するものとする。

（４）成果品の提出

成果品については、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和８年３月一部改正）国土交通省」の対応項目を参考に取りまとめて提出することとする。

その他、業務目的のため監督員が必要と判断し指示した成果品についても提出する。

第７条　地下水位観測井の設置

１　調査箇所 No7～8 の調査後地下水位観測井を設置する。

規格・条件については、【観測井参考図】及び次によるものとする。

⑴　観測井設置箇所については施設運営及び次期クリーンセンター整備事業に支障ない位置となるよう監督員と協議のうえ選定すること。

⑵　観測孔の材質は、VP 管φ50㎜とする。

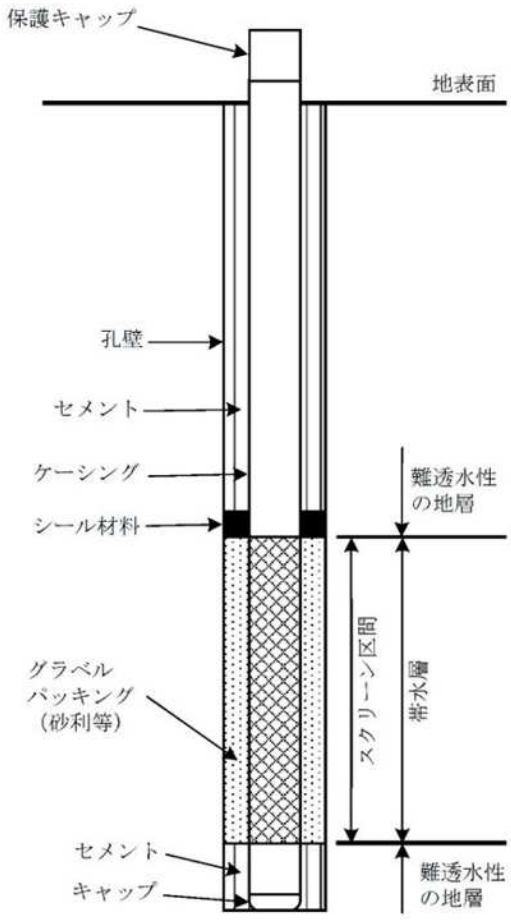
⑶　スクリーン区間はスリット幅を 0.5～1.0 ㎜とし、開口率を 10%前後とする。また、フィルター材を巻き、ストレーナ外側に砂利等を充填する。

⑷　スクリーン区間長は帯水層の状況により確認することとするが、基本的には 10m以上を確保する。

⑸　観測孔設置後は、ベーラー等によって、地下水を汲み上げ、濁りが十分に排除できるまで、井戸洗浄を行うこと。なお、濁りの目安は、濁度 10 以下とする。

⑹　観測井材料の使用前に、監督員へ材料確認書を提出し承諾を得ること。

【観測井参考図】



第８条　文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第９条　現場条件

本業務の作業に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

１　施設運営に伴う施工条件について

本業務は、次期クリーンセンター建設地の施設内及び進入道路において作業するものである。作業に当たっては､施設への搬入搬出業務に支障を生じさせないよう､監督員との連絡を密にし、円滑に作業を進めること。

また、当該施設は、本市まち美化事務所が小型パッカー車で回収したプラスチックごみを一旦仮置きし､委託業者がまとめて大型パッカー車で自社施設に搬出する中継地として使用している。まち美化事務所の小型パッカー車は平日の午後に頻繁に出入りし、委託業者の大型パッカー車は平日と土曜日の日中に出入りがあるため、作業に当たっては次の事項を遵守すること。

⑴ パッカー車、施設利用車両との接触事故防止に十分留意し、安全管理を徹底すること。

⑵ 業務着手前に、本市まち美化事務所、本市まち美化推進課、本市資源循環推進課及び委託業者と業務計画について協議・調整を行うこと。

⑶ 施設内の昼間作業は８時から１７時までとするが、施設稼働時間（8 時から 18 時まで）は全面通行止め及び片側交互通行を行わないこと。

⑷ 関係車両の入退場ルートは監督員の指示によるものとし、指定されたルートを厳守すること。詳細な入退場ルートについては監督員が指示を行う。

⑸ 施設内への入退場に当たっては、施設利用車両の運行を優先し、監督員の指示に従うこと。

⑹ 受注者は本業務により施設内及び進入道路を汚損した場合は、すみやかに清掃を行うこと。

⑺ 進入道路は時速３０ｋｍ以下で走行し、交通の安全に寄与すること。

第１０条 その他

１ 受注者は、監督員と密接な連絡をとることとし、疑義が生じた場合は監督員と十分に打合せを行い、遺漏のないよう努めること。

２　現場作業の実施にあたり、通行規制の方法や作業時間等について周辺の交通状況及び沿道施設等に支障をきたさないよう、事前に関係者との調整を十分に図ること。地質調査等作業中に現道上で交通災害等の恐れがある場合は、保安要員及び保安施設を配置して交通の安全確保に努めなければならない。

３ 周辺住民及び通行車両等からの苦情・要望等については、速やかに監督員に連絡のうえ、その指示に従うこと。

４ 関係機関及び地元と協議等を行う際は、監督員の指示に基づき必要な資料を作成するものとする。資料の作成にあたっては、その内容を十分に理解のうえ速やかに作成すること。

また、関係機関等との協議について、その議事録を作成すること。

第１１条 情報共有システムの利用

(1)　本業務は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン （令和８年８月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

(2)　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

(3)　システムの利用に係る費用は間接経費等に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

(4)　システムで発議・提出・受理などの処理を行った業務帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

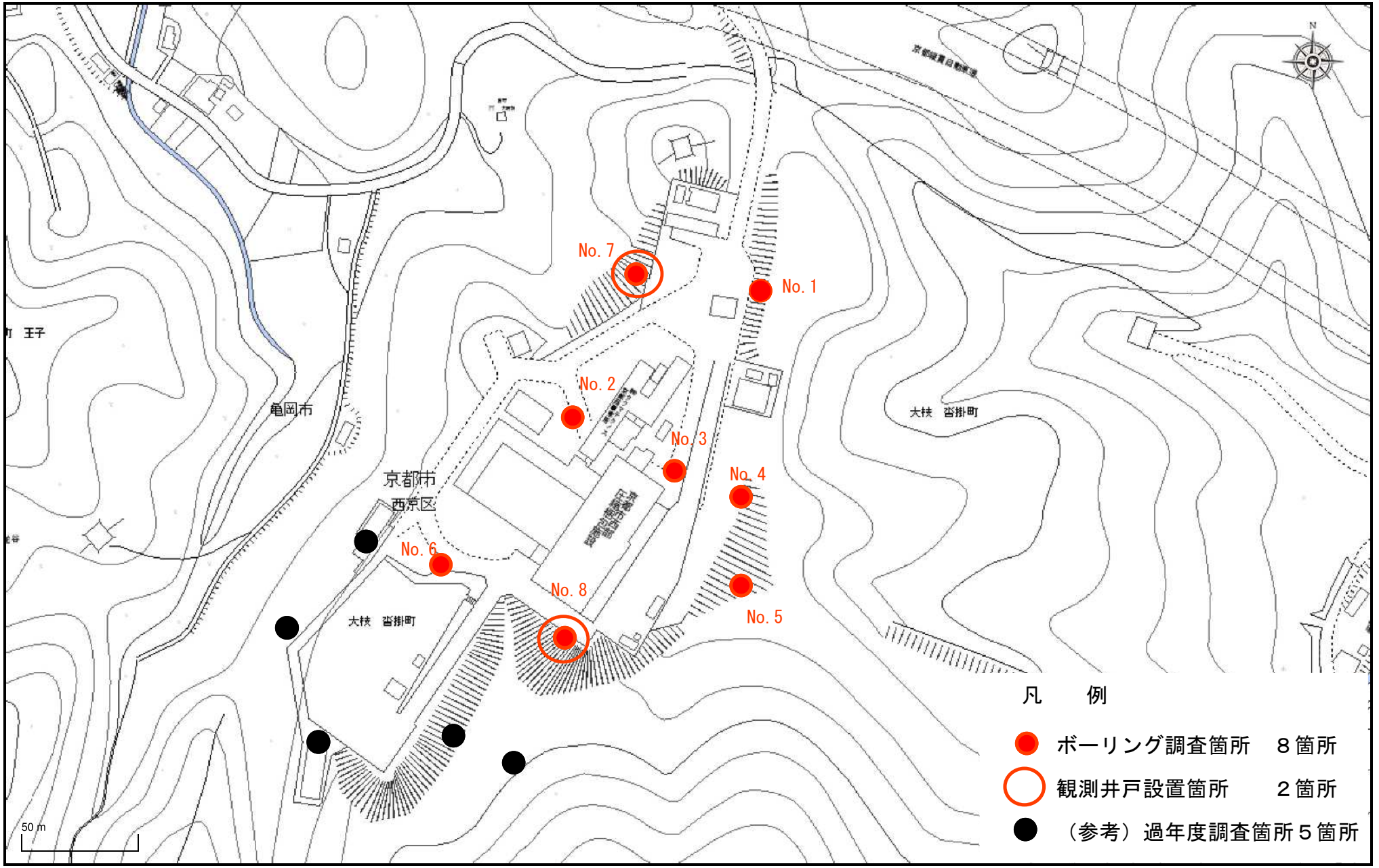
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

調査箇所平面図

135.637081,34.987563

135.643561,34.987563



135.637081,34.984222

1 / 1500

135.643561,34.984222

注釈4